

困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会

民間支援団体の取り組みと課題

特定非営利活動法人全国女性シェルターネット 理事
近藤恵子

全国女性シェルターネット

- 1997年「女性への暴力 駆け込みシェルター ネットワーキング」として発足。「特定非営利活動法人全国女性シェルターネット」として、現在、60を超えるシェルター支援団体が運動をつないでいる。
- 1998年から全国シンポジウムを開催し、DV防止法や関連法の制定・改正運動、支援手続きの運用改善、調査研究、など、当事者が必要とする様々な活動を積み上げてきた。
- 2011年にパープルダイヤルー日本初の女性のためのホットラインーを全国女性シェルターネットが担当。このダイヤルは、東日本大震災の女性支援ダイヤルとして継続され、現在は、よりそいホットラインとして、全国の女性の命を支えている。
- 暴力の発見、相談から生活再建までの、多領域・長期にわたる支援活動を当事者を真ん中にすすめてきた。

全国女性シェルターネット

- あくまでも当事者が権利回復の主体
- 苛酷な女性差別の構造がもたらす痛みをともにし、その痛みを力に変えて、女たちは独自の支援理念を共有し、支援スキルを積み重ねてきた。
- 当事者が必要とする支援を実現
- 柔軟なシェルター対応
ステップハウス、立ち寄りシェルター、オープンシェルター ほか
- 公的施設では受け入れられない男児、ペット、外国籍女性、障がいを抱えた女性、L G B T Qの方々、高齢者、などなど、当事者お一人お一人の抱える困難に向き合う。

全国女性シェルターネット

- ・当事者支援が地域を創りかえる。
- ・行政窓口、医療機関、司法関係者、不動産業者、タクシー、関連支援団体等のネットワークが当事者を支え続ける。
- ・日常生活の支援、カウンセリング、トラウマ治療、就労・就学支援、地域啓発、予防教育、自助グループ、etc
- ・当事者・支援者が専門家
民間支援現場には女性支援スキルが蓄積されている
- ・全国女性シェルターネットは支援専門員のための養成スクールを開設
- ・困難女性支援法の制定によって、民間支援団体が培ってきた支援理念・支援スキルが、日本の女性支援のスタンダードになった。

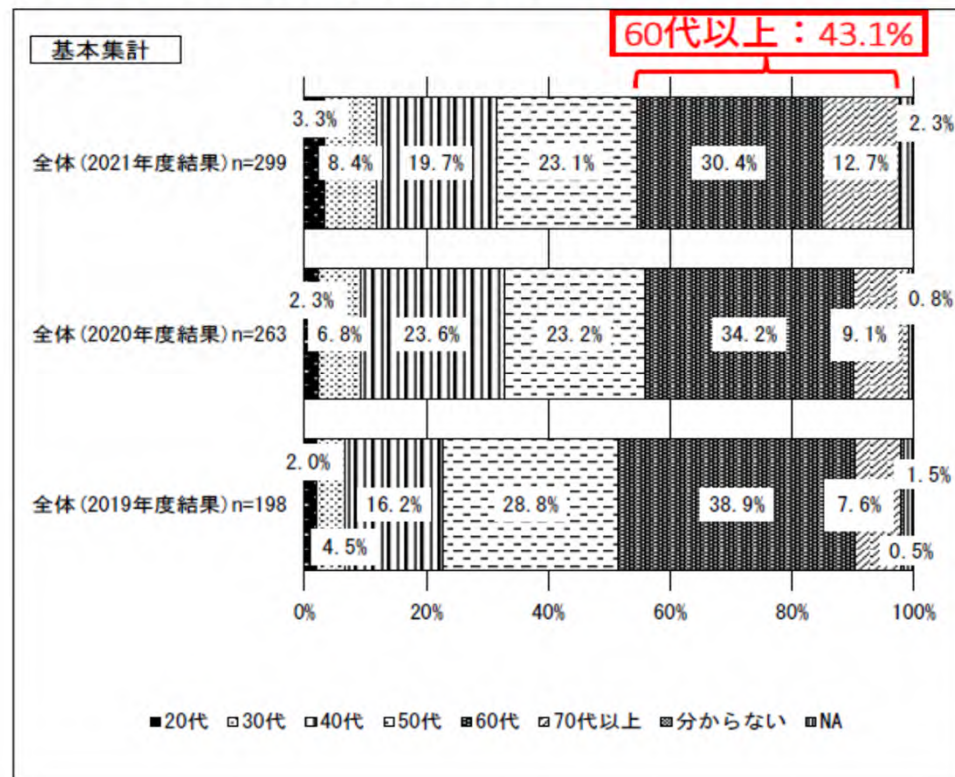
変わる女性支援

- 困難女性の定義「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（その恐れのある女性を含む）をいう。」
- 支援調整会議の設定
- 民間支援団体を対等な支援機関として法的に位置づけ、官民の協働及び公的財源の配分を明記
- 支援理念が転換し、支援対象が拡大したが、公的支援機関の支援実態は変わっていない。一方、民間支援団体へはこれまでの支援対象者の他、更に対象者が増加しつつある。北海道シェルターネットワークは、DV防止法施行当初から一時緊急保護の必要な当事者を即刻支援できる委託契約を実施してきたが、新法施行後、公的支援機関で受け入れてもらえない当事者が全国からつながってくる。残念ながら、直接的な財政支援がないまま、膨大な支援事業に忙殺されている現状がある。全国的にも活動歴の長い多くの支援団体がこうした状況に追い込まれている。

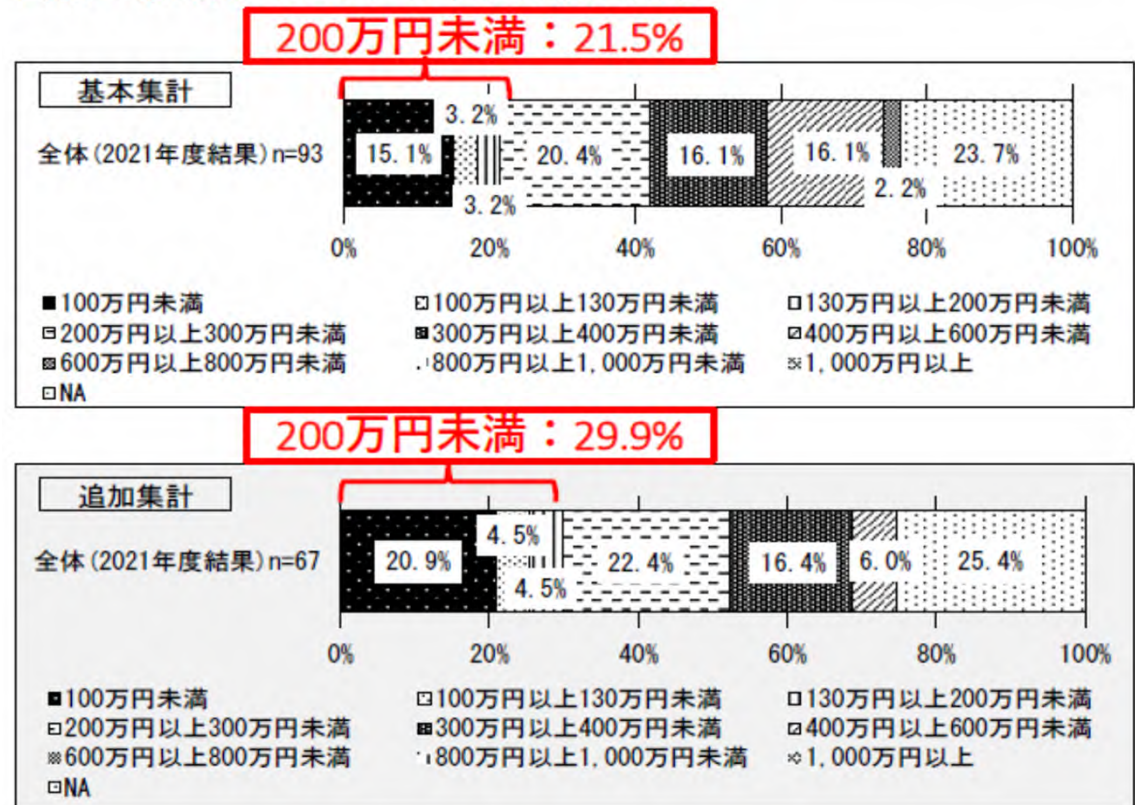
出典：DV被害者等のための民間シェルター実態調査 及び先進的取組事例に関する調査報告書（概要）（令和4年 内閣府）

有効回答 137 件

図表：スタッフの平均年齢別構成割合

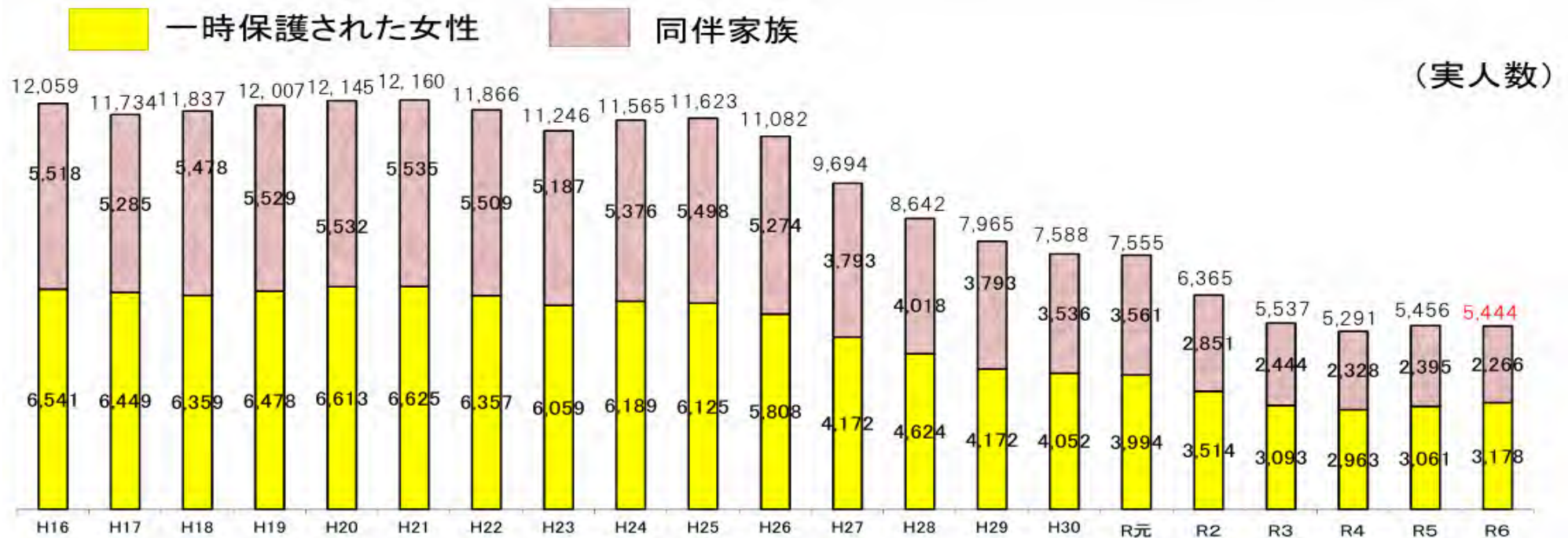


図表：常勤スタッフの平均年収別構成割合



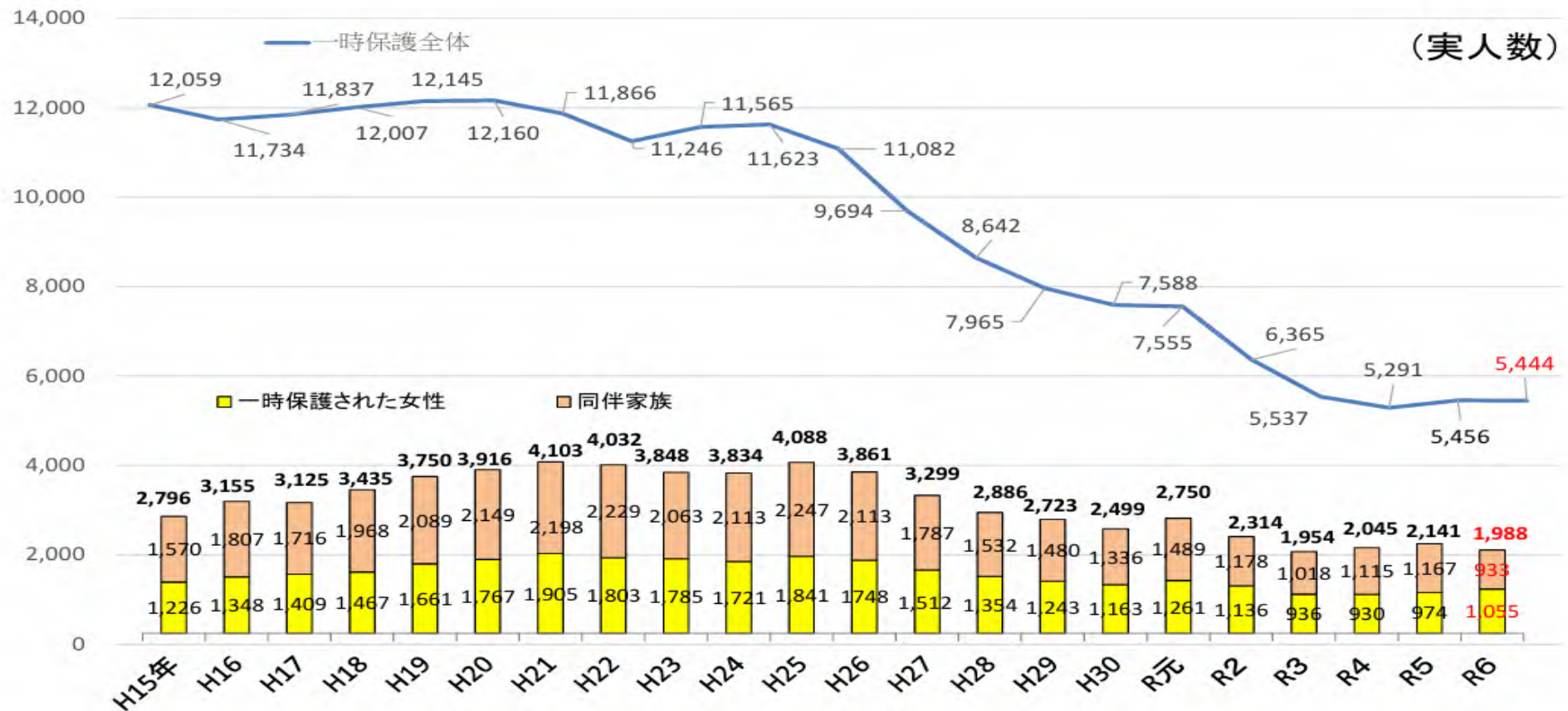
女性相談支援センターによる一時保護者数の推移

- 女性相談支援センターにより一時保護された女性は3,178人。同伴家族の数は2,266人で、合計5,444人となっている。(一時保護委託を含む。)
- 一時保護の人数は平成16年度から横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少傾向にある。



一時保護委託の推移

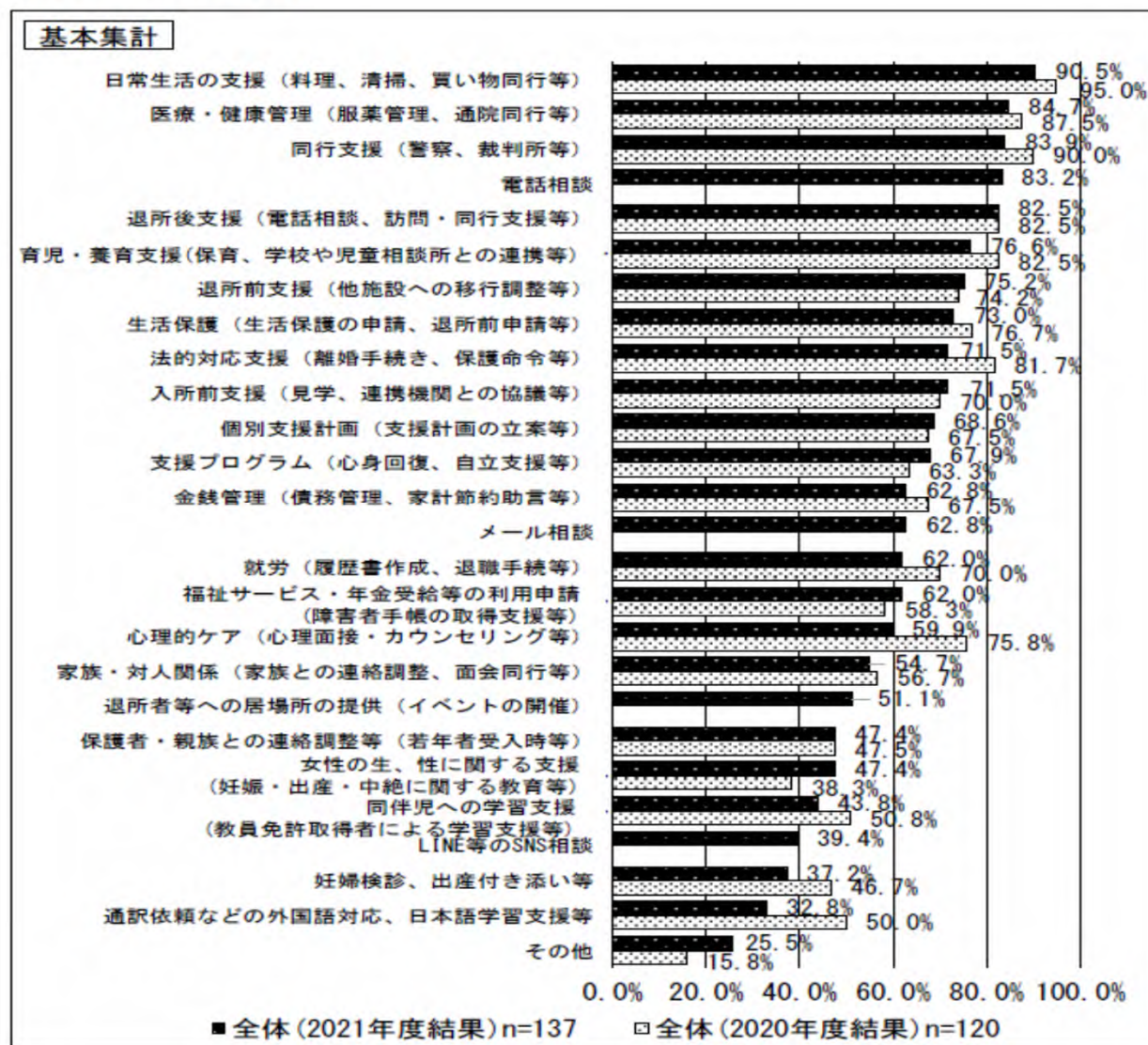
(実人数)



(厚生労働省女性支援室調べ)

出典：DV被害者等のための民間シェルター実態調査
及び先進的取組事例に関する調査報告書（概要）
（令和4年 内閣府）

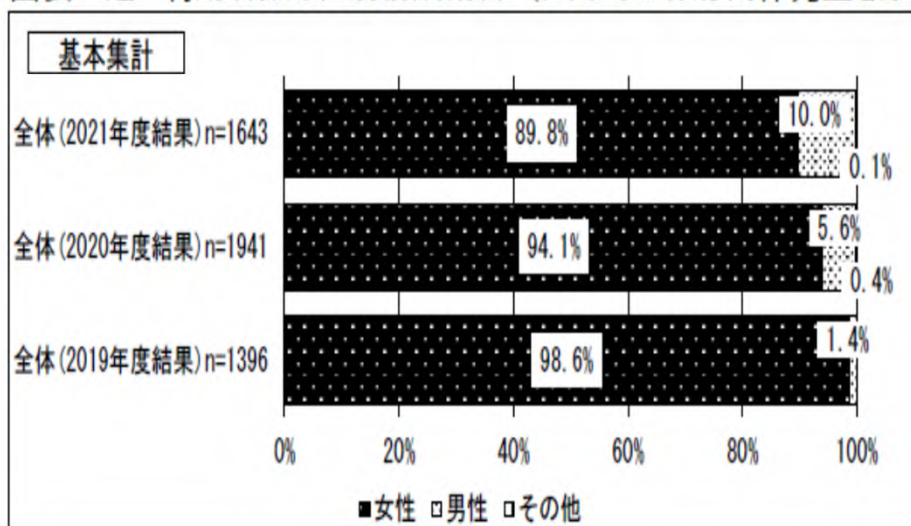
図表：支援内容



1) 延べ利用者数（属性毎に自由回答）

- 2020年度における延べ利用者数（同伴児童を除く）は、全体で1,643人
- 内訳は、女性が1,476人で89.8%、男性が165人で10.0%、その他が2人で0.1%

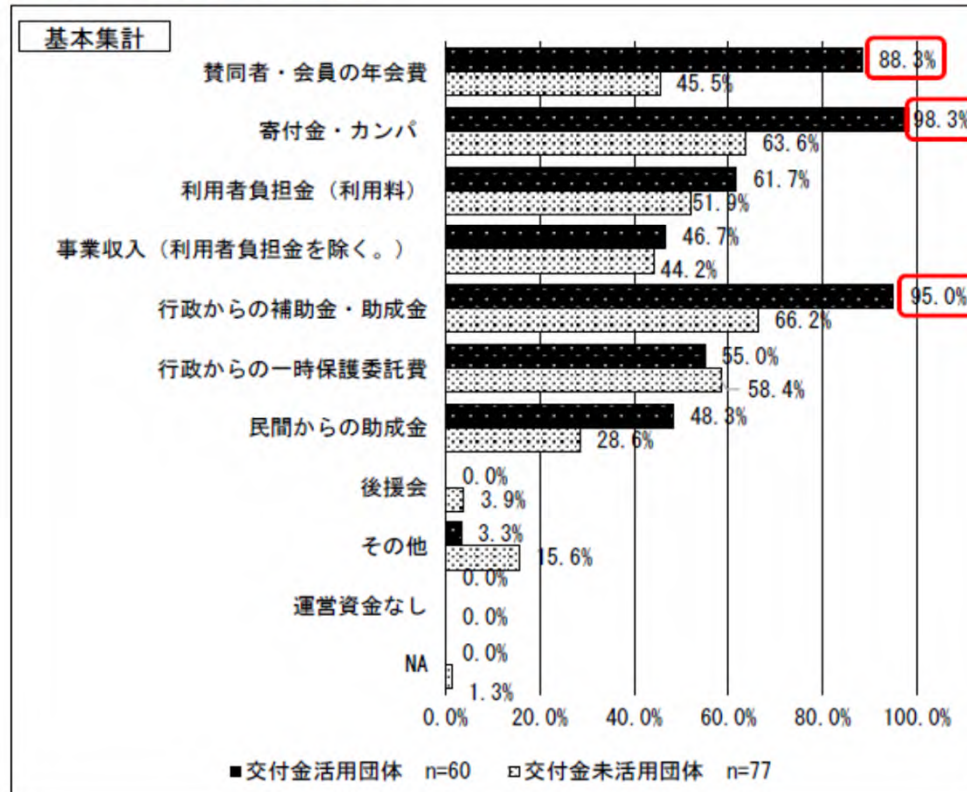
図表：延べ利用者数の性別構成割合（グラフのn数は同伴児童を除く）



6) 施設の運営資金

- 施設の運営資金について、収入源として該当する項目を尋ねたところ、交付金を活用している団体等においては、「寄付金・カンパ」が最も多く98.3%、次いで「行政からの補助金・助成金」が95.0%、「賛同者・会員の年会費」が88.3%であり、いずれの項目も交付金を活用していない団体等を大きく上回る

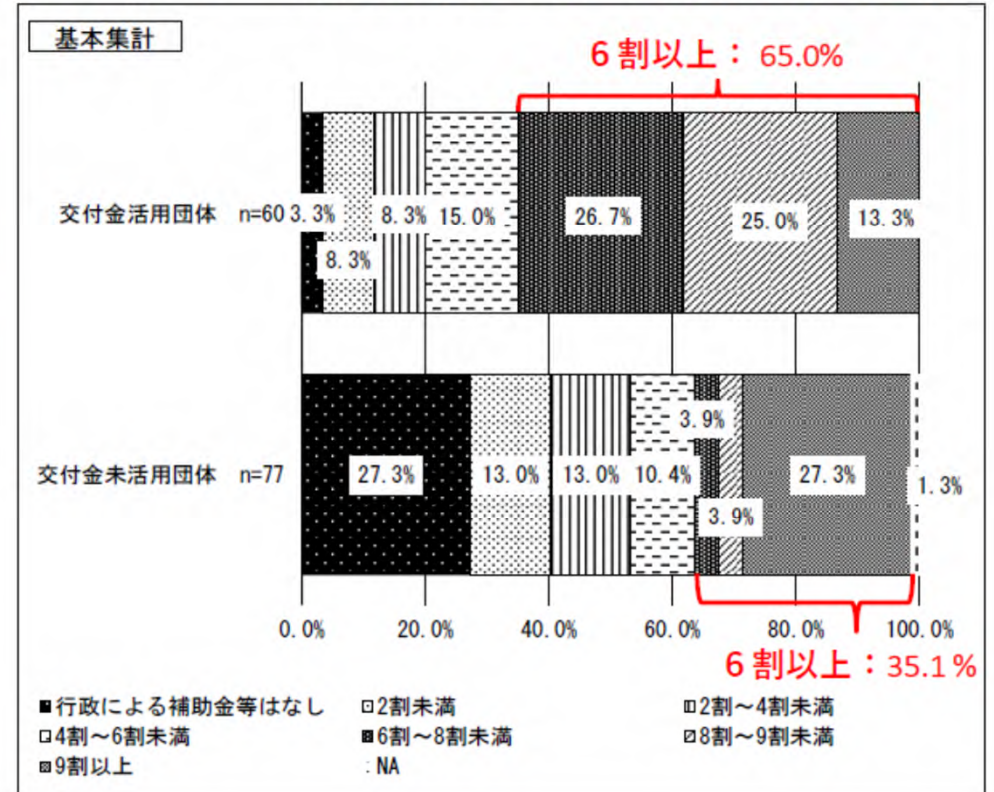
図表：運営資金の収入源



7) 補助金・一時保護委託費がシェルター運営費の中で占める割合

- 交付金を活用している団体等においては、「6割～8割未満」が最も多く26.7%、次いで「8割～9割未満」が25.0%、「4割～6割未満」が15.0%であった
- 6割以上と回答した件数において、交付金を活用している団体等の方が29.9ポイント高い

図表：補助金・一時保護委託費がシェルター運営費の中で占める割合



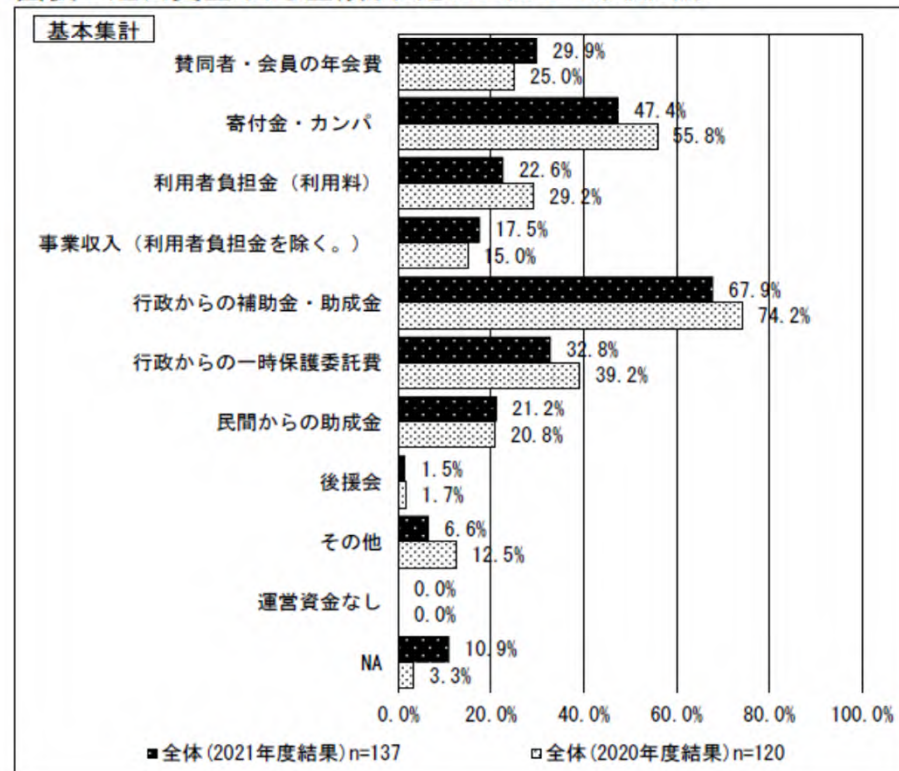
（３）運営資金

１）運営資金のうち金額が大きい上位３つの収入源

（複数回答・３つまで回答可）

- ・ 2021年度の調査では、「行政からの補助金・助成金」が最も多く67.9%、次いで「寄付金・カンパ」が47.4%、「行政からの一時保護委託費」が32.8%

図表：運営資金のうち金額が大きい上位３つの収入源

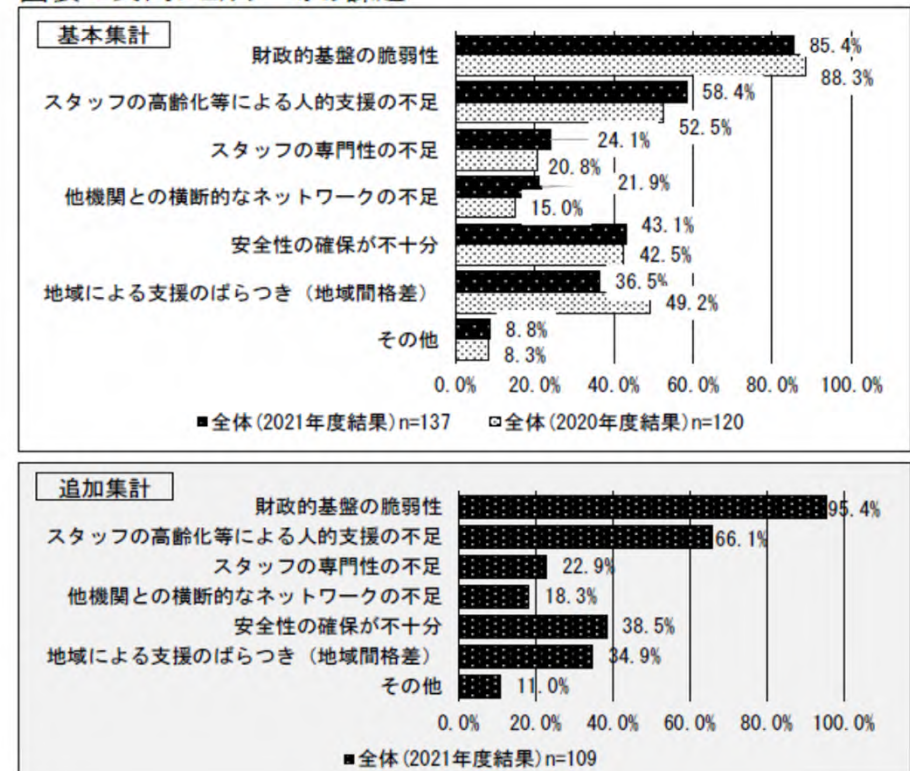


（４）民間シェルター等の課題

１）民間シェルター等の課題（複数回答・３つまで回答可）

- ・ 2021年度の調査では、「財政的基盤の脆弱性」が最も多く85.4%（追加集計95.4%）、次いで「スタッフの高齢化等による人的支援の不足」が58.4%（66.1%）、「安全性の確保が不十分」が43.1%（38.5%）

図表：民間シェルター等の課題



- 民間シェルターの各施設がそれぞれの強みを生かした多様な取組を行うことで、公的機関では対応が難しいDV被害者等の多様なニーズに対応している状況が明らかとなった。
- また、民間シェルターがDV被害者のみならず、多様な課題を抱える方々の受け入れを行い、20歳未満で制度上受けられる支援が少ない若年女性や、予期せぬ妊娠により不安を抱えた女性、暴力等からの緊急的避難の時期が過ぎた自立に向けた準備が必要な方等の制度の狭間におかれた方の受け皿の役割を担っていることも明らかとなった。
- このような状況の中で大きな課題となっているのがシェルター運営資金といった財政面である。民間シェルターは、一部の施設に限らず全般的に財政基盤が脆弱であり、事業の継続性を考える上でも深刻な課題となっていることが示された。特に、施設を運営する法人・団体の財政的基盤に行政からの措置費が含まれていない施設は、「財政的基盤の脆弱性」に対する課題を抱えている傾向がみられた。
- このことは人的基盤の脆弱性にも大きく影響している。民間シェルターの多くで非常勤スタッフやボランティアといった常勤ではないスタッフを中心に運営をしていかざるを得ない状況が今年度も明らかとなった。また、スタッフの高齢化、スタッフの人手不足、若手の雇用や育成等様々な課題を抱えていることも明らかとなった。
- このようなかで、様々な課題への対応策として、交付金が有意義に活用されていることが把握された。交付金を活用することで民間シェルターの財政的基盤の脆弱性や人的基盤の脆弱性という課題の解消が図られ、民間シェルターの支援の幅が更に広がっている状況がみられた。一方で、民間シェルターが抱えている課題の解決にはまだ十分ではないという状況もみられた。今後、交付金を活用した先進的な取組を更に拡大して進めていくことで、民間シェルターが地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担い、DV被害者等への更なる支援の充実につながっていくことが期待される。

当事者を真ん中に置いた官民の連携協働

- 民間支援団体に対する公的財源の配分
国と自治体の配分を見直し、
民間支援団体のこれまでの運営実績・活動に対して、
公的機関に準ずる予算配分を
- 都道府県必置の支援センターの官民共同運営、民間への
全面委託